

第4回 ワクチン産業ビジョン推進委員会

麻しん対策の開始について

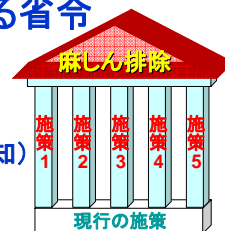
平成20年4月10日(木)

厚生労働省 健康局 結核感染症課

1

麻しん排除に向けて 実施した5つの施策

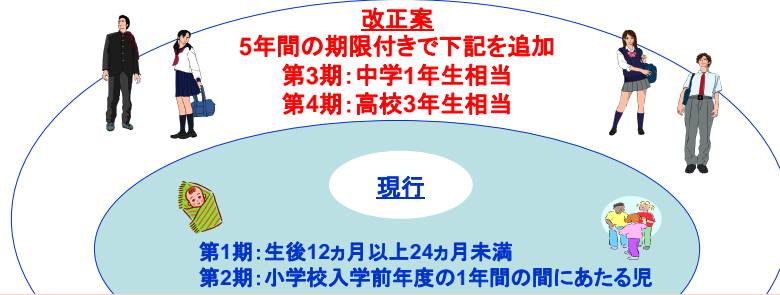
- 1 予防接種法施行令の一部を改正する政令
(平成20年2月27日政令第35号公布)
- 2 予防接種法施行規則の一部を改正する省令等
(平成20年12月28日省令第158号公布及び省令第159号)
- 3 麻しんに関する特定感染症予防指針
(平成19年12月28日告示第442号公布)
- 4 予防接種実施規則の一部を改正する省令
(平成20年3月19日省令第39号 公布)
- 5 定期の予防接種実施要領
(平成20年3月21日健発第0321008号局長通知)



2

予防接種法施行令の一部を改正する政令 (平成19年政令第35号・平成20年2月27日施行)

- 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間、麻しんと風しんの定期予防接種対象が現行に加え、第3期(中学1年生相当)、第4期(高校3年生相当)まで拡大。



定期予防接種の年度別対象者

	中学1年生に相当する年齢の者	高校3年生に相当する年齢の者
平成20年度	平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ	平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ
平成21年度	平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ	平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ
平成22年度	平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ	平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれ
平成23年度	平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ	平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ
平成24年度	平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ	平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ

予防接種法施行規則の一部を 改正する省令等の概要

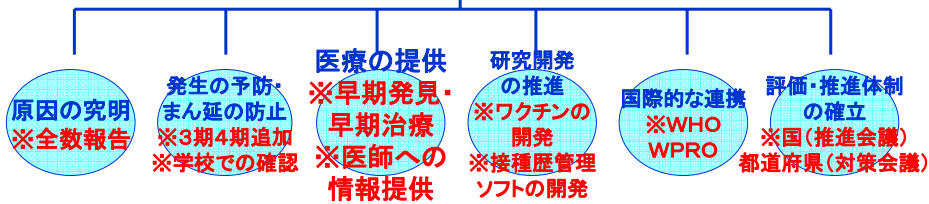
平成19年12月28日公布

省令等	改正点	施行日
予防接種法施行規則の一部を改正する省令 (平成19年厚生労働省令第158号)	第11条の27に 指針を定める疾病に麻しんを追加。	H19.12.28
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (平成19年厚生労働省令第159号)	第2条第8号に 指針を作成・公表する疾病に麻しんを追加。	H19.12.28
	第4条第3項に 医師の届出が必要な5類感染症に風しん及び麻しんを追加。 第6条第1項の 指定届出機関からの届出が必要な5類感染症から、風しん、麻しん(成人麻しんを除く。)、成人麻しんを削除。	H20.1.1
麻しんに関する特定感染症予防指針 (平成19年厚生労働省告示442号)	平成24年度までに麻しんの排除及びその継続を維持するため、新たな施策を示す。	H20.1.1

麻しんに関する特定感染症予防指針 (平成19年12月28日公布)

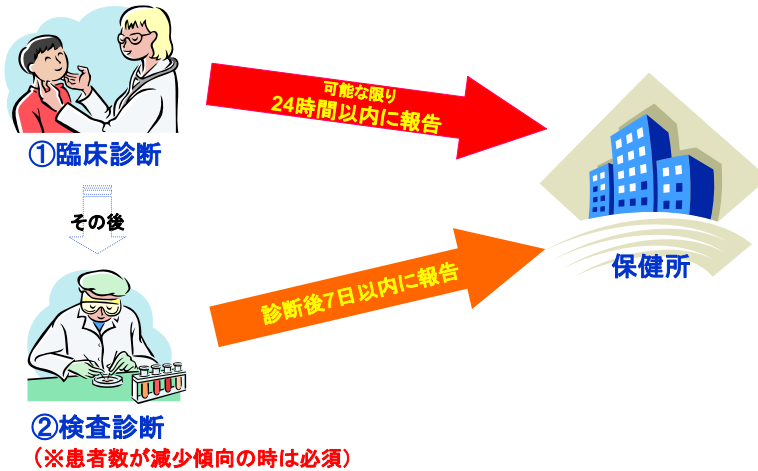
目 標

平成24年度までに麻しんの排除を達成し、
その後も麻しんの排除の状態を維持する。

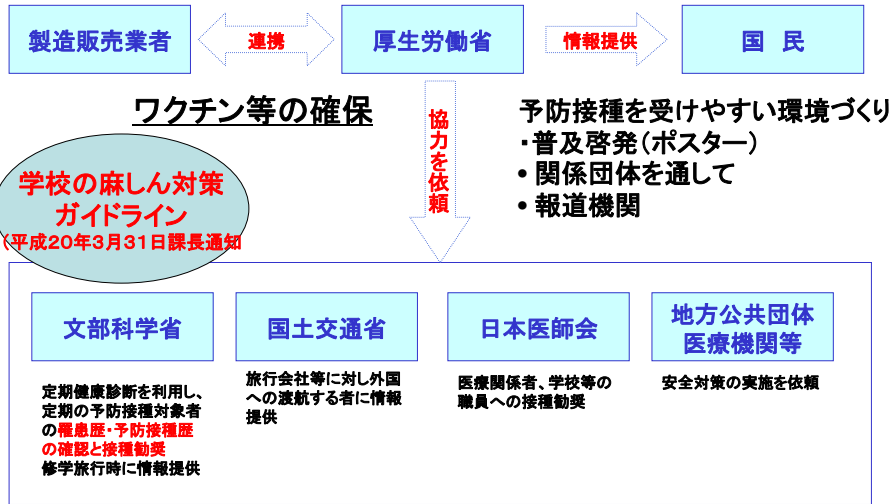


原因の究明 (定点報告から全数報告へ)

- 全ての医療機関は、患者全員の発生状況を報告。



発生の予防及びまん延の防止②



**はしかにならないために。
はしかにさせないために。**

予防接種を受けたことがない人は勿論、
1回受けたことがある人も
2回目の予防接種を受けましょう。

対象者 中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者
(麻しん及び風しんに罹患したことが確実な者及びそれぞれのワクチンを2回ずつ接種した者は接種を受ける必要はありません。)

実施期間 平成20年度～平成24年度の5年間

接種時期 中1、高3に相当する年度(4月1日から3月31日)の1年間
(中1で対象になる人は、歳になると実施時期が変わりますので、年度はしんじゅ受けましょう。)

特に勧奨する接種期間 年度の最初3ヶ月間(4月から6月まで)

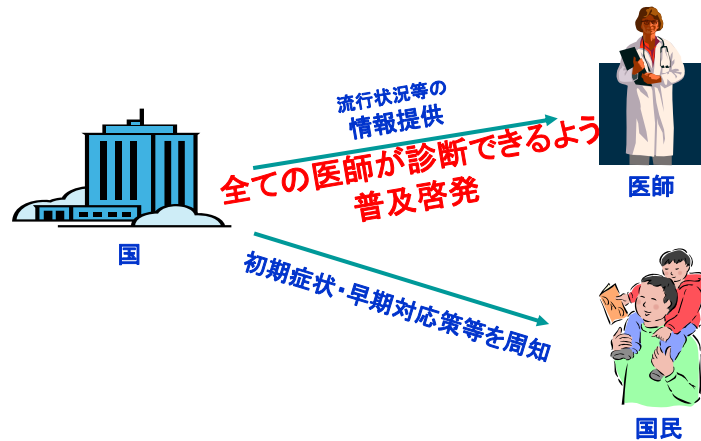
使用するワクチン 原則として麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)

お問い合わせ 厚生労働省 健康局 結核感染症課 TEL03(5263)1111 (内線2383)

医療の提供

予防指針 7

麻しんは、早期発見・治療が重要。



11

研究開発の推進

予防指針 8

(臨床)

- 必要に応じて、より効果的で副反応の少ないワクチンの研究開発を推進。
- 研究の成果を的確に評価する体制を整備。
- 国民や医療関係者に積極的に情報を公開。



(情報管理)

- 市町村において、各国民の定期的予防接種歴をデータ管理し、本人の求めに応じて容易に確認できるようにする。
- ソフトウェアは国立感染症研究所で開発する。

接種もれを防いで
感受生者をなくそう



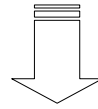
12

国際的な連携



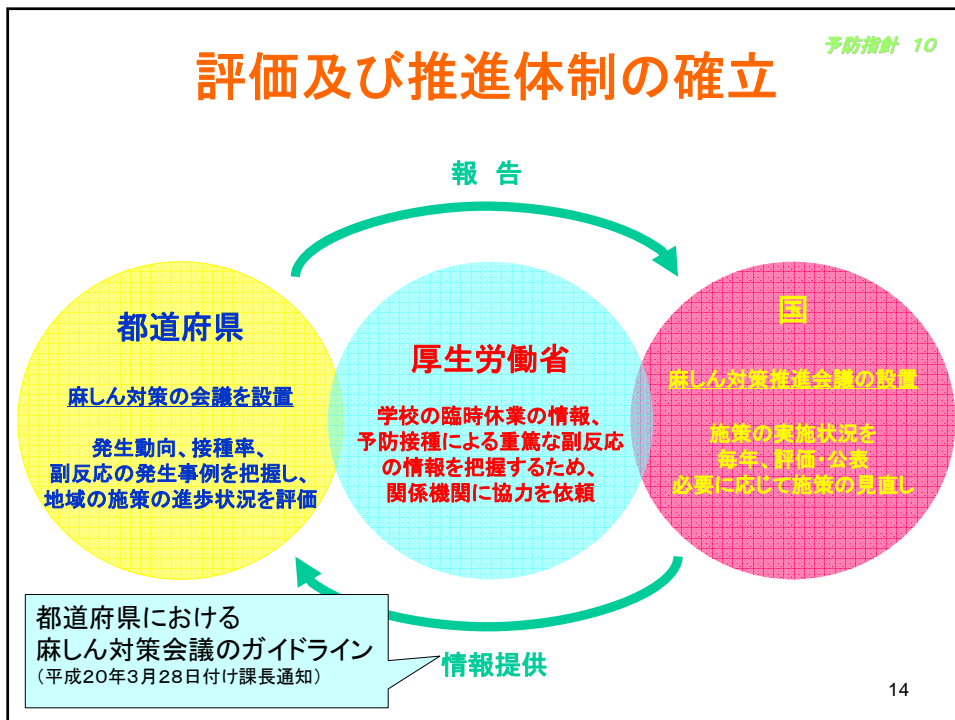
- 積極的に情報交換をし、世界的な麻しんの発生動向の把握等に努める。

(世界の目標)
•世界保健機関では、2回の予防接種ともに接種率95%の達成
•世界保健機関西太平洋地域事務局では、平成24年までに同地域の麻しんを排除



日本も同じ目標達成のため、必要な対策を講じる

評価及び推進体制の確立



予防接種実施規則の 一部を改正する省令

麻しん及び風しんの第3期・第4期予防接種に
使用するワクチンは、原則MRワクチンとする。

- ① MR混合ワクチン
- ② M単抗原ワクチン
- ③ R単抗原ワクチン

M:麻しん R:風しん



第3期: 中学1年生相当



第4期: 高校3年生相当

15

定期の予防接種実施要領 総論の主な改正点

実施要領 1

項目	現行	改正後	
		追加事項	新規事項
対象者等に対する周知	広報、個別通知 その他適当な措置	原則、個別通知	英文等の周知文の作成に 努める
予防接種実施状況の 把握	—	—	<ul style="list-style-type: none"> •既接種者、未接種者の確認 •未接種者への接種勧奨 •定期健診の機会を利用した 接種状況の確認
予診票	対象疾病全てに ついて同一様式	対象疾病、対象疾病 の区分、対象者の 様態により、4様式に 区分	麻しん、風しんの第3・4期 対象者のうち女子には、 妊娠の事実・可能性について 確認する項目 を設ける
予診と 予防接種不相当者・ 予防接種要注意者	—	—	麻しん、風しんの第3・4期 対象者のうち女子には、 妊娠事実等について入念に 確認する

16

定期の予防接種実施要領: 総論

実施要領 2

項目	現行	改正後	
		追加事項	新規事項
保護者の同伴要件 (麻疹、風しんの第3・4期の対象者)	個別・集団接種を問わず同伴が必須	一定要件を満たせば、 保護者の同伴は必要ない ※ただし、第4期対象者のうち、婚姻者は該当しない	—
予防接種の実施にあたる説明と同意 (麻疹、風しんの第3・4期の対象者)	—	—	保護者が同伴しない者には、 事前の説明と了解が必要 ※ただし、第4期対象者のうち、婚姻者は該当しない
医療機関以外での集団接種	—	—	市町村長は、副反応発生時の安全基準を遵守 ・経過観察措置 ・応急治療措置 ・救急搬送措置
重篤な副反応における迅速な報告	—	—	市町村長は、副反応報告書の予後欄について、 1 死亡 2 重篤(死亡の危険あり) 3 入院 に該当するものについては、写しを直ちに厚生労働大臣に提出

定期の予防接種実施要領 麻疹・風しんの各論の主な改正点

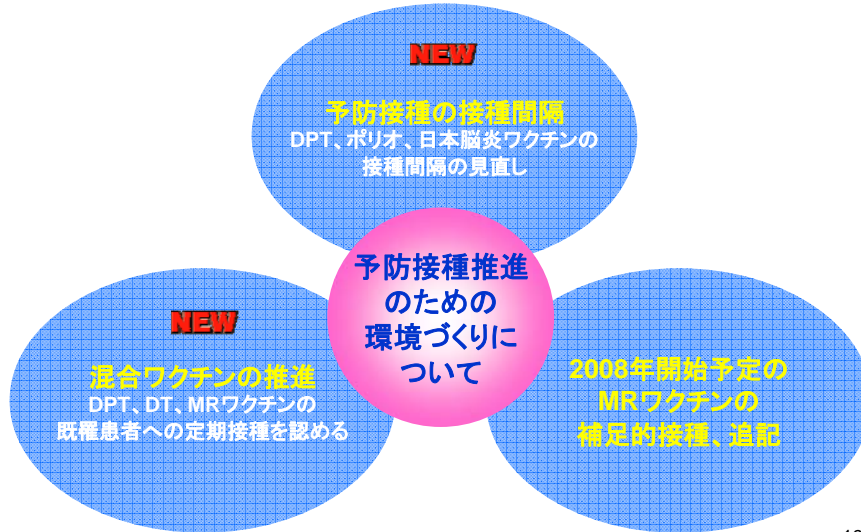
実施要領 3

項目	現行	改正後	
		追加事項	新規事項
接種対象者	第1期、第2期	—	現行に、 ・第3期(13歳相当) ・第4期(18歳相当) を追加
予防接種に使用するワクチン	M又はR単抗原ワクチン、同時に行う場合は、MR混合ワクチン	現行に加え、 MR混合ワクチンが使用可能	第3期、第4期について、M又はR単抗原ワクチン若しくはMR混合ワクチンが使用可能
混合ワクチンの使用推進	—	—	既罹患者には、MR混合ワクチンが使用可能

M:麻疹 R:風しん

予防接種に関する検討会

平成19年8月10日(金)



19

国の麻しん対策推進会議

2月12日(火)10:00～開催

